

取扱期間：5月末まで

新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための
建築確認申請等の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するために、建築確認申請・各種許可申請・届出等は、原則「郵送」により行ってください。

(対象) 建築確認申請、中間検査申請、完了検査申請、特定建築物・建築設備の定期報告、接道等認定・許可、建築工事届、除去届、建築物省エネ法に基づく届、建設リサイクル届、低炭素建築物の認定、長期優良住宅の認定、建築物の耐震改修の計画認定、建築士事務所業務に関する報告書、景観法の届出、屋外広告業登録に関する申請・届出など
郵送の前には、郵送先の担当課まで、電話等で事前連絡をお願いします。

各種事前相談等は、直接窓口対応も可能(事前予約をお願いします。)ですが、できる限り、FAXや電子メールをご利用ください。また、直接窓口にお越しになる場合は、マスクを着用いただく等感染症拡大予防に努めていただくようお願いします。

手数料が必要な申請については、必要金額分の県収入証紙を貼り付けて送付してください。

県収入証紙購入店舗一覧 <https://www.pref.tottori.lg.jp/202012.htm>

(留意事項)

- 郵送を利用する場合、申請書等は「信書」になります。必ず、信書便を取り扱うサービスをご利用ください。詳しくは「信書のガイドライン(総務省HP)をご覧ください。(「メール便」や「宅配便」等での送付はできません)

(参考) 信書便を取り扱う事業者及び信書を送付できるサービスの一例

【日本郵政】郵便書留、レターパック、スマートレター

【佐川急便】飛脚特定信書便

担当課	所管地域	申請・届出先
鳥取県生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課	全県 ※屋外広告業登録に関する申請・届出に限る	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7397 ファクシミリ 0857-26-8113 E-mail sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp
鳥取県生活環境部 東部建築住宅事務所	岩美郡、八頭郡	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 電話 0857-20-3648 ファクシミリ 0857-20-2103 E-mail tobu-kenchikujutaku@pref.tottori.lg.jp
中部総合事務所 生活環境局建築住宅課	東伯郡	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3235 ファクシミリ 0858-23-3266 E-mail chubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 生活環境局建築住宅課	境港市1～3号、西伯郡、日野郡	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160 電話 0859-31-9753 ファクシミリ 0859-31-9654 E-mail seibuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp

お問い合わせ先：鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 景観・建築指導室
電話 0857-26-7391 ファクシミリ 0857-26-8113